

会計年度子どもの権利擁護調査相談員 募集要項

令和 7 年 3 月

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課分室



「名古屋市子どもの権利擁護機関（愛称：子どもの権利相談室「なごもっか」。以下「権利擁護機関」といいます。）」に勤務する「会計年度 子どもの権利擁護調査相談員」を次のとおり募集します。

1 「権利擁護機関」とは

「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」（別紙）に基づき設置している公的第三者機関です。子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進しています。

2 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人員	主な職務内容等
会計年度 子どもの 権利擁護 調査相談員	1 名程度	権利擁護機関において、子どもの権利擁護委員の指示に基づき、次に掲げる業務を行います。 (1) 子ども、保護者、関係機関等から子どもの権利侵害等に関する相談を受け、適切な支援を行うこと (2) 関係機関等への調査調整業務を行うこと (3) 相談記録、調査記録等の様々な記録の作成及び管理 (4) 子どもの権利についての普及啓発に関すること (5) その他、権利擁護委員が必要と認めること

3 受験資格

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) なごや子どもの権利条例及び名古屋市子どもの権利擁護委員条例の趣旨に則り、子どもの立場に立って丁寧に対応し、子どもの最善の利益の実現を念頭に活動できる方
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ① 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する方
 - ② 児童に関する相談援助業務等に2年以上従事した経験の有る方
 - ③ ①、②と同等の業務にかかる知識、技能及び経験を有すると本市が認めた方
- (3) Word、Excel 等のパソコンの基本操作ができる方

(4) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 申込み

(1) 応募期間

令和7年3月1日（土）から

※採用月ごとに申込期間が決まっています。詳細については、別添「採用スケジュール日程」を参照してください。

※ただし、募集人員に達し次第募集は締め切らせていただきます。

(2) 提出書類

下記のア～ウを提出してください。なお、応募書類に不備がある場合には受け付けできない場合があります。

ア 募集申込書【様式1】

- ・ 募集申込書には、正面顔写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付してください。（写真の裏に氏名を記入してください。）
- ・ 3（2）①に掲げる資格を有する場合は、その資格名、発行者、登録番号または免許状番号を必ず記入してください。
- ・ 職歴等はもれなく記入し、それぞれの職歴については主な職務内容等を併せて記入してください。
- ※ 3（2）③に掲げる要件に該当すると判断する場合は、その根拠となる職歴については必ず記入してください。

イ 作文（第1次試験）【様式2】

・ テーマ

「名古屋市子どもの権利擁護調査相談員（以下、「調査相談員」とする。）として活動するうえで大切なことは何であると考えるか、調査相談員の役割や、他の相談機関との違いを説明しつつ具体的に述べてください。」（800字以内）

- ・ 作文は【様式2】を使用して自筆で作成するほか、Word等の文書作成ソフトウェアで作成することもできます。その場合は、A4縦長横書きの形式とし、表題、テーマについて【様式2】に準じて記載するとともに、「氏名」

を自署してください。また、1行あたり40文字（Wordを使用する場合はフォントサイズ12）で20行以内としてください。

ウ 返信用封筒（第1次試験の結果通知用）

- ・日本産業規格 JIS で定める長形3号(120mm×235mm)の封筒とし、110円切手を表に貼り、申込者の氏名、現住所または返送先を宛名書きしてください。

(3) 応募方法

(2)の提出書類に必要事項等を記入し、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課**分室**まで郵送（各申込期間最終日必着）または持参してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「子どもの権利擁護調査相談員募集申込」と朱書きしてください。

※持参の場合は、申込期間内(閉庁日除く)の午前9時30分から正午、午後1時から午後5時30分まで受け付けます。

《郵送先》〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課**分室**

※提出書類に不備がある場合には、受け付けができません。また、提出いただいた書類は返却いたしません。

5 選考の日程等

(1) 選考の流れ

採用予定日、申込期間、試験予定日、合格発表予定日については、別添「採用スケジュール日程」を参照してください。

【参考】採用予定日

採用予定日	申込期間
令和7年 5月1日	令和7年 3月1日～令和7年 3月17日
令和7年 6月1日	令和7年 4月1日～令和7年 4月15日
令和7年 7月1日	令和7年 5月1日～令和7年 5月15日
令和7年 8月1日	令和7年 6月1日～令和7年 6月16日
令和7年 9月1日	令和7年 7月1日～令和7年 7月15日
令和7年10月1日	令和7年 8月1日～令和7年 8月15日
令和7年11月1日	令和7年 9月1日～令和7年 9月16日
令和7年12月1日	令和7年10月1日～令和7年10月15日
令和8年 1月1日	令和7年11月1日～令和7年11月17日
令和8年 2月1日	令和7年12月1日～令和7年12月15日

※募集人員に達し次第、募集は締め切ります。

(2) 試験内容等

区分	試験 ※	日程及び会場等	配点
第 1 次試験	作文筆記試験	申込時に提出	100 点 満点
第 2 次試験	面接試験	・ 日程は「採用スケジュール」 参照 ・ 会場等は第 1 次試験合格者に別途 通知予定	180 点 満点
	実技試験		120 点 満点
合計			400 点 満点

※各試験において、得点が一定水準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。採用候補者名簿への登載もされません。

(3) 第1次試験（作文筆記試験）

受験申込者全員について行います。

①選考方法

作文【様式2】により審査します。

②試験結果の通知

受験申込者全員に郵送にて通知します。

(4) 第2次試験（面接試験・実技試験）

第1次試験合格者についてのみ、第2次試験（面接試験・実技試験）を実施します。第1次試験合格者には合否結果とともに、第2次試験の受験票を送付しますので受験当日にお持ちください。

①選考方法

口述による個人面接試験および、相談対応の場面を模した実技試験により審査します。

②試験結果の通知

第2次試験受験者全員に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号等を掲載します。

(5) その他

①電話・郵送等による合否に関する問い合わせには一切お答えできません。

②第2次試験の合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて、逐次採用されます。また、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は最終合格発表から令和8年3月31日までです。

6 最終合格から採用まで

- (1) 採用日は、「採用スケジュール日程」を参照してください。(採用後 1 月間は条件付採用期間となります。)
- (2) 任用期間は、該当する採用日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大 4 回まで)
受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (3) 本件は、令和 7 年度予算の成立を条件とします。

7 勤務条件

勤務形態	次に記載する交代制勤務となります。 ・月曜日から土曜日までの 6 日間のうち 5 日間勤務です。 ・1 週間の勤務時間は、30 時間です。 ・勤務時間帯は、10 時から 21 時までの間で、1 日の勤務時間は、原則 6 時間です。また、勤務時間の途中において 1 時間休憩（勤務時間から除外）があります。 【勤務パターン例】 ・早番（月～土）： 10：00～17：00（1 時間休憩）の 6 時間勤務 ・中番（火・木・金） 11：00～18：00（1 時間休憩）の 6 時間勤務 ・遅番（月・火・木・金）12:00～19:00（1 時間休憩）の 6 時間勤務 ・夜番（火・木・金） 14：00～21：00（1 時間休憩）の 6 時間勤務 ※勤務パターンは変更となる場合があります。					
報酬	月額 174,912 円から 227,289 円（地域手当相当報酬及び報酬の経過措置加算を含む。）の範囲で、高等学校卒業後の年数に応じて決定 他に通勤手当に相当する費用弁償、超過勤務手当、期末手当を支給 【報酬の例】（※1 カ月あたりの例） <table><tr><td>高校新卒</td><td>高校卒業後 14 年（上限）</td></tr><tr><td>174,912 円</td><td>227,289 円</td></tr></table> （※令和 7 年 3 月 1 日現在の支給額です。人事給与制度等の改正により増減する場合があります。）		高校新卒	高校卒業後 14 年（上限）	174,912 円	227,289 円
高校新卒	高校卒業後 14 年（上限）					
174,912 円	227,289 円					
休日	月曜日～土曜日のうち 1 日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)					
勤務場所	名古屋市子どもの権利擁護機関（愛称：子どもの権利相談室「なごもっか」） 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号 NHK 名古屋放送センタービル 6 階					

休暇	年次休暇、忌引休暇、介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

8 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、開示を請求することができます。

請求できる人	開示内容	請求期間・時間	請求方法
第 1 次試験 不合格者	・第 1 次試験順位 ・第 1 次試験得点 ・第 1 次試験合格 基準点	〈期間〉 各試験の結果発表日から その翌月同日まで(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)	子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画課 分室 において、必ず受験者 本人が
第 2 次試験 不合格者	・総合順位 ・総合得点 ・最終合格基準点	〈時間〉 9 時 30 分～12 時/13 時～ 17 時 30 分 (土・日・祝・振替休日を除く)	①運転免許証、旅券等の身分 証明書(写真のあるもの)及び ②結果通知 を両方とも提示して、口頭 で申し出てください。

- ※1 開示請求は受験者本人による子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課**分室**(名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号 NHK 名古屋放送センタービル 6 階)への来所が必要です。電話・郵送等による請求は受け付けておりません。
- ※2 必要提示書類(写真付の身分証明書及び結果通知)に不足がある場合は開示できません。
- ※3 来所の際は、公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来所はご遠慮ください)。

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

10 その他

「なごもっか」の活動については、こちらをご覧ください。

< <http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000123945.html> >



《問合せ先》

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課**分室**
 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号 NHK 名古屋放送センタービル 6 階
 TEL : 052-211-8071 FAX : 052-211-8072

「会計年度子どもの権利擁護調査相談員」募集申込書

令和 年 月 日現在

写真貼付
(4cm×3cm)
写真の裏に氏名
を記入して下さい。

ふりがな			
氏 名			
現 住 所	〒 電話 () — 携帯 () —		希 望 連 絡 先
電 話 番 号			1 現住所
現 住 所 以 外	現住所と異なる連絡先がある場合のみ記入してください。 〒 電話 () —		2 現住所 以外
学 歴	期 間	学 校 名	学部・学科名
	年 月から 年 月まで	中学校	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
職 歴	期 間	勤 務 先	職 務 内 容
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

※記入欄が不足する場合は別紙を作成して添付してください。 (裏面あり)
※資格・免許記入欄が不足する場合は別紙を作成して添付してください。

○採用スケジュール日程

採用日	申込期間	第1次試験合格発表 (予定)	第2次試験日 (予定)	合格発表日 (予定)
令和7年 5月1日	令和7年 3月1日～令和7年 3月17日	令和7年 3月24日	令和7年 3月31日	令和7年 4月 7日
令和7年 6月1日	令和7年 4月1日～令和7年 4月15日	令和7年 4月22日	令和7年 4月28日	令和7年 5月 9日
令和7年 7月1日	令和7年 5月1日～令和7年 5月15日	令和7年 5月22日	令和7年 5月29日	令和7年 6月 5日
令和7年 8月1日	令和7年 6月1日～令和7年 6月16日	令和7年 6月23日	令和7年 6月30日	令和7年 7月 7日
令和7年 9月1日	令和7年 7月1日～令和7年 7月15日	令和7年 7月22日	令和7年 7月29日	令和7年 8月 5日
令和7年10月1日	令和7年 8月1日～令和7年 8月15日	令和7年 8月22日	令和7年 8月29日	令和7年 9月 5日
令和7年11月1日	令和7年 9月1日～令和7年 9月16日	令和7年 9月24日	令和7年 9月30日	令和7年10月 7日
令和7年12月1日	令和7年10月1日～令和7年10月15日	令和7年10月22日	令和7年10月30日	令和7年11月 6日
令和8年 1月1日	令和7年11月1日～令和7年11月17日	令和7年11月21日	令和7年11月28日	令和7年12月 5日
令和8年 2月1日	令和7年12月1日～令和7年12月15日	令和7年12月19日	令和7年12月26日	令和8年 1月 9日

※第2次試験日は変更する場合がありますので、必ず第1次試験合格通知にてご確認ください。

※なお、募集人員に達し次第募集は締め切ります。締め切り後は選考を実施いたしませんのでご了承ください。締め切り後は、速やかに本募集要項の掲載は終了しますが、念のため募集の有無に関しては、本募集要項の連絡先までお問い合わせください。

(設置)

第1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第4条 委員の定数は、5人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第7条 委員のうちから代表委員1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。
- 3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第8条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

- 2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(令4条例17・一部改正)

(委員の責務)

第9条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

- 2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。
- 3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。
- 5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- 6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第10条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第11条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

- 2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第12条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

- 2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。
- 3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。
 - (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの
 - (2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第13条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

- 2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。
- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第14条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から3年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第3項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)。
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第16条 委員は、前条第1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第2項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第17条 委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

- 2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 [前条](#)の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第18条 委員は、[第15条第1項](#)の勧告若しくは[同条第2項](#)の要請をした場合又は[第16条第2項](#)若しくは[第4項](#)の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は[前条第4項](#)において準用する[第16条第2項](#)若しくは[第4項](#)の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 [前2項](#)の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第19条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和元年規則第25号で第1条から第9条まで及び第20条の規定は、令和元年9月1日から施行)

(令和2年規則第1号で第10条から第19条まで及び附則第2項の規定は、令和2年1月14日から施行)

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。